

伊豆の国市入札監視委員会 令和7年度第2回定例会議の議事概要

開催日時	令和7年12月19日（金）午後2時から午後4時00分まで
開催場所	あやめ会館（長岡中央公民館）2階会議室
出席委員	会長 蓼沼 智行（大学教員） 委員 大谷 良則（税理士） 杉山 成一（弁護士）
説明のため出席した職員	企画財政部財務課契約室 室長、外2名 教育部教育施設整備課 課長 総務部管財営繕課 課長、営繕係長、外1名 都市整備部下水道課 課長
事務局	総務部行政経営課 課長、室長、外1名
議題・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度上期 工事請負契約状況について（報告）</li> <li>・入札参加資格停止の運用状況について（報告）</li> <li>・伊豆の国市の設計積算方法について</li> <li>・審議             <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）令和7年度 小学校施設照明LED化推進事業他 長岡地区小中学校校舎LED化改修工事、葦山地区小中学校校舎LED化改修工事、大仁地区小中学校校舎LED化改修工事</li> <li>（2）令和7年度 学校給食施設維持補修事業 大仁学校給食センター解体工事</li> <li>（3）令和7年度 学校給食施設維持補修事業 伊豆長岡学校給食センター改修工事（その2）</li> <li>（4）令和7年度 天野団地大規模改修事業 天野団地屋根・外壁改修工事</li> <li>（5）令和7年度 IP電話維持管理事業 電話交換機更新工事</li> <li>（6）伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業 管路施設整備工事</li> </ul> </li> <li>・その他</li> </ul>
委員からの意見・質問等とそ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度上期 工事請負契約状況について（報告）</li> <li>・入札参加資格停止の運用状況について（報告）</li> </ul>

<p>れに対する回答 及び委員との協 議事項</p>	<p>(意見・質疑なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆の国市の設計積算方法について</li> </ul> <p>Q 1</p> <p>令和 5 年度の各自治体の落札率の実績比較が記載されているが、競争入札、随意契約の別なく公共工事全体の平均を算出しているという理解で良いか。</p> <p>Q 2</p> <p>入札工事のみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出事案の審議</li> </ul> <p>別紙 1 のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他事務連絡</li> </ul>
------------------------------------	---

別紙 1

・抽出事案の審議

<p>(1) 令和7年度 小学校施設照明LED化推進事業他 長岡地区小中学校校舎LED化改修工事、菰山地区小中学校校舎LED化改修工事、大仁地区小中学校校舎LED化改修工事</p>	
<p>質問、意見</p>	<p>回答</p>
<p>Q 1</p> <p>落札金額をLED設置個数で割ると、各地区で金額に差異がある。各地区とも似たような工事内容であると推測されるが、これほどに差異が発生するものなのか。業者間の関係性によるものではないか。</p> <p>大仁地区を受注した業者の令和6年8月決算における利益率を長岡地区、菰山地区を受注した業者と比較すると結構高い。工事利益率が高く、原価の低さが示唆される。安価でも落札したいという議論が成り立つのか。</p> <p>同様なLEDを設置する工事にあつて、地区によって単価</p>	<p>A 1</p> <p>業者間の関係による金額調整とは、全く認識していない。単価が地区によって変化することに関しては、施工箇所ごとに条件が異なる点が考えられる。</p> <p>例えば、大仁地区を受注した業者は旧スポーツワールド近くに本社を移転しており、地元ということで受注意欲が高い。ヒアリングした際に把握したところでは、3地区の受注を目指していたとのことであった。</p> <p>低入札価格調査委員会においても同様の説明を行っているが、該当業者は独自に開発を依頼した積算ソフトを運用しており、30年以上の自社の工事データを蓄積している。経費も独自に積算し、各現場条件等を加味してそれぞれ算出しているとのことであった。</p> <p>工事によって利益率の高いもの、今回のように低いものがあると受注者からヒアリングしている。決算においてはそれらが合算されることから、一定の利益率で受注しているわけではないと考えられる。</p>

が異なる。大仁地区と他地区では落札業者が異なる。そこに業者間の関係性が示唆されているのではないか。

それは性急な結論ではないか。

3地区全ての工事が同じ日付で入札執行されている。執行日が異なり、落札できなかったのが応札額を下げたというのならば理解できる。同じ製品で施工して単価が違う点に疑問を感じた。

ただ、当該受注者がLEDに関しては他工事においても安価に受注しているのは私も把握している。違和感があるので質問したが、安価に施工しているならば良い。

Q2

今議論していた業者は長岡地区のLED工事は入札無効となっている。理由は何か。

この長岡地区には記載誤りがあり、他地区においては問題なかったと。

軽微な誤りか。

パソコンの入力ミスがあ

先に説明したように、受注者は3地区全ての工事を落札するつもりであった。

A2

内訳書の記載誤りにより無効となった。

軽微な誤りではなく数字自体が間違っていた。

そうではないかと推測する。

<p>ったということか。</p> <p>Q3</p> <p>地区ごと3つに工事を分けた理由は何か。</p> <p>分散発注すれば、市側として別々の業者が落札するだろうという思惑があって、1社が全部受注しては年度、工期に間に合わないということか。分散し、別々の業者が施工すれば工期に間に合うという発想があったということか。</p> <p>技術者を多く雇用している大企業であれば施工できるということか。</p> <p>工事の担当者が地区ごと別々に配置されているということか。</p>	<p>A3</p> <p>分散発注するとスケールメリットが減少し、工事価格が高額となる可能性はあるが、教育活動を止めることができないという中で、例えば夏季休暇中の施工であっても部活動への配慮が必要であるとか、学校との調整は多岐に渡ることから、1人の担当者が小中学校合わせて9校と調整しながら工事を監督するのは困難であると判断し、3地区に分散して発注した。</p> <p>受注業者に関しては、現場代理人、専任の技術者を配置し、施工管理するのであれば、1社が3地区すべてを受注しても特に問題はない。</p> <p>はい。</p> <p>市側の事務として、分割した方が良いという趣旨の話であると思う。受注者側が1社では手が回らないということではなく、発注者側が1人の担当監督員に9校任せるのは困難なので3エリアに分散して発注し、3人で担当するという意図があったと思われる。</p> <p>そのとおりである。</p>
---	--

Q4

設計金額が高いために落札率が低くなっている。例えば長岡地区の工事を見てみると、設計金額と落札額が結構違う。

長岡地区及び葦山地区を受注した業者は大企業のグ

A4

低入札価格調査委員会においてもその点が議論された。従前からの話となるが、LEDの価格が安い。設計においては建築工事の設計基準に則り、LEDを製造し卸している業者3社から見積を徴取し、最低価格を採用している。その結果、製品によっては定価より大幅に安価となっている。それを設計価格としている。また、静岡県単価が設定されている製品に関しては県単価を採用している。

実際に応札された金額の内訳を検証すると、受注業者が入手する価格は、製品によってばらつきはあるが、設計価格より更に安くなっている。

設計時の見積は製造の卸から徴取しているが、受注者が実際に製品を購入する業者と同一かどうかという点が価格の差異を生じさせる。

低入札価格調査委員会のヒアリングにおいて確認したところでは、大仁地区を受注した業者はまとまった量の製品を発注するという事で市が徴取する見積価格よりも安価になる。また、長岡地区及び葦山地区を受注した業者は全国レベルの大企業のグループ会社でありスケールメリットを享受できるとのことだった。大企業のグループ会社ということで、様々な協力会社の応援を受けることができ、作業員や資材の手配という意味でも強みがあるとのことだった。

まとめると、長岡地区及び葦山地区を受注した業者はスケールメリットにより、大仁地区を受注した業者はスケールメリットと地元伊豆の国市への受注意欲の強さにより、安価な入札が可能となったということであった。

そのとおりである。

<p>ループ会社という理由で製品を安価に仕入れることが出来る。大仁地区を受注した業者は、売上が高く製品を業者から安く仕入れることが出来る。それが単価の低さにつながっているということか。</p> <p>Q5</p> <p>あまりに安価な製品利用により、粗悪品が採用されることはないか。</p> <p>保証期間が付いていて、製品が沢山あれば、1つ2つ不具合が発生しても仕方ないかもしれない。瑕疵と言えるようなものでなくとも、製品メーカーの保証または工事側の保証はついているか。</p> <p>今のところ、不具合で照明が消える、破損するというようなことは確認していないということでしょうか。</p>	<p>A5</p> <p>製品の検査を行っており、検査票が提出される。検査を実施した上で設置している。万一、故障があっても担保責任1年間の中で直してもらおう。今確認できる中で粗悪品が採用されたという認識はない。</p> <p>工事でいえば1年間。製品メーカーの保証については把握していない。</p> <p>はい。</p>
<p><b>【審議結果】</b></p> <p>適正に処理されていることを確認した。</p>	

(2) 令和7年度 学校給食施設維持補修事業 大仁学校給食センター解体工事	
質問、意見	回答
<p>Q1</p> <p>アスベストに関連する部分 は取止めになったということ だが、実施設計書には含まれて いる。受注者からの内訳書にも 含まれている。設計金額と請負 金額が開いた理由は何か。</p>	<p>A1</p> <p>受注者は地元業者ではなく、富士市に事業 所を有している。静岡県の仕事を受注すること もあるが、中西部を主軸に活動している。解体 に特化した業者で、自社でプラント等を保有 している。それらを有効活用し、東部地域にお ける受注拡大を目指しているとのことであつた。 また、自社の重機を使用することで重機の リース代がかからないのが強みである。</p> <p>自社に中間処理場があること、また収集運 搬車両を保有していることも強みとなってい ることだった。取壊し、積込・運搬、処分 という解体工事における一連の工程を自社の スケジュールで施工できる。加えて、社員が48 名所属しており、機械だけでなく作業員も自 前で用意することができ、外注する部分が少 ない。受注者は静岡県の工事を受注している が、安定的な利益が見込める公共工事受注 への意欲が強く、東部地域への足掛かりとし て、今回の安価な落札額へ繋がったと伺って いる。</p>
<p>Q2</p> <p>実施設計書と内訳書を比較 すると、直接仮設、解体工事、 発生材処理に大きな差異があ る。只今の説明で、発生材の運 搬処分が自社施工可能である こと、解体工事を下請外注しな いことが差異を生じさせた理 由であると理解できるが、直接</p>	<p>A2</p> <p>足場設置には足場業者が存在するにして も、工事現場の仮囲い、その資材等についても 自前で用意できる強みが発揮されている。</p> <p>落札出来なかった他業者の状況は不明であ るが、解体工事においても積算が不可能とい うことで、見積りを5社徴取し、その中で最低金 額を採用し予定価格を設定している。施工可 能な範囲で算出された見積上の金額と、応札</p>

<p>仮設が実施設計の半額程度に抑えられているのは企業努力によるものか？</p> <p>金額が完全一致しないことは理解できる。</p> <p>Q3 設計金額において、一般管理費が減額されているのは何故か。</p> <p>受注者及び他の応札業者の一般管理費が安価であるのも、処分益を見越して低く設定されているということか？</p>	<p>者が様々な工夫を凝らした中で提出してくる金額には差が生じてしまうものと考えられる。</p> <p>A3 スクラップ、鉄等の受注者が売却可能な部分を減額している。</p> <p>そのとおりである。</p>
<p><b>【審議結果】</b></p> <p>適正に処理されていることを確認した。</p>	

<p>(3) 令和7年度 学校給食施設維持補修事業 伊豆長岡学校給食センター改修工事 (その2)</p>	
<p>質問、意見</p>	<p>回答</p>
<p>Q1 審議案件1番と同様、本工事における設計金額と落札金額との差異は、LEDの入手単価によるものという理解でよいか。</p>	<p>A1 そのとおりである。本工事は低入札価格調査の対象案件ではないため、個別でのヒアリングは行っていないが、現場において受注者より説明を受けた際に、資材価格に対して強みがある旨を伺っている。</p>
<p><b>【審議結果】</b></p> <p>適正に処理されていることを確認した。</p>	

(4) 令和7年度 天野団地大規模改修事業 天野団地屋根・外壁改修工事	
質問、意見	回答
<p>Q1</p> <p>予定価格と契約金額に1,500万円の差異がある。本審議案件は低入札価格調査の対象となっていないが、差額が発生した理由は見積徴取等の積算上の問題なのか、企業努力に起因しているのか。</p>	<p>A1</p> <p>本工事は、直接仮設、下地処理、塗装工、発生材処理処分によって構成されている。このうち、塗装工、直接仮設、また経費においては一般管理費が設計金額に比べ特に安価となっている。一般管理費については、会社役員が現場代理人を務め役員報酬を大幅に削減していること、また、主任技術者を兼ねることで人件費を抑えていることを確認している。加えて、受注者は昨年度より伊豆の国市の工事を受注しており、今後も実績を積みたいとのことで経費を抑えたということを伺っている。</p>
<p>Q2</p> <p>受注者は比較的新しくこの地域に参入してきたのか。</p>	<p>A2</p> <p>沼津市の業者であり、昨年度から伊豆の国市の工事、塗装工事を受注している。</p>
<p>Q3</p> <p>塗装工事を専門、主軸としている業者か。</p> <p>当該事業者は昨年度、大仁北小学校の工事を受注している。その時も請負金額が低かった。実績作りのために企業努力をしているということだが、低入札で行われた工事で工事内容は大丈夫であるか。</p>	<p>A3</p> <p>防水塗装に特化している。</p> <p>本工事は現在施工中であるが、監督員が施工の品質管理、塗装材料の材料検査、工事段階ごとの段階確認と逐次実施しており、施工管理について万全を期している。</p>
<p>Q4</p> <p>屋上は陸屋根、順天堂病院の東側にある、3階建ての建物だ</p>	<p>A4</p> <p>瓦屋根、3階建ての建物である。</p>

<p>ったと記憶している。屋根は何を施工したか。建物はまだネットに囲われていたと思うが、工事はまだ完了していないか。</p>	<p>屋根はセメント瓦の屋根であり、塗装を実施している。</p> <p>工期は2月2日となっているが、現在までの進捗率で70%を超えており、年明け早々にも塗装は完了すると想定している。</p>
<p><b>【審議結果】</b></p> <p>適正に処理されていることを確認した。</p>	

<p>(5) 令和7年度 IP電話維持管理事業 電話交換機更新工事</p>	
<p>質問、意見</p>	<p>回答</p>
<p>Q1</p> <p>今回この工事を公募プロポーザルで実施した経緯、理由は何か。</p> <p>複数の電話交換機の設定に関して、具体的にどのようなイメージをすればよいか。電話機設置というと単純に思える。設計に関して特殊性独自性が求められる中、イメージが容易になるよう、明瞭に説明されたい。</p>	<p>A1</p> <p>本工事は単純な電話交換機の更新ではなく、複数施設にまたがる電話通信システム構築、大災害等を想定した冗長性の確保を目的としている。また、将来の運用変更に対応すること、働き方改革やDX化を進める中での拡張性を保持するという点から、価格だけでなく、提案が非常に重要となってくるので、公募型プロポーザル方式を採用した。</p> <p>電話交換機は心臓部である。受信発信する電話個々の鍵となっている。1施設だけでなく、5施設をネットワークで足すような形で内線も外線もスムーズに受発信することになっている。これまで、伊豆の国市は3町が合併した経緯もあり、交換機は3つのメーカーに分かれていた。合併から20年経過する</p>

<p>単に機械性能の問題でなく、システムの設定、その影響が大きいということか。元々3社のメーカーがあったものを1社にすれば良いという単純な話ではなく、不具合が出ないようにするためのシステム構築に専門的な知識を要するという理解でよろしいか。</p> <p>過去にシステムの故障はあったか。</p> <p>メーカーの説明を鵜呑みにできない。法定耐用年数は10年</p>	<p>が、解消されないまま維持管理を行ってきた。2拠点でトラブルがあった場合、どちらのメーカーに不備があるか判別し難く、維持管理が困難となっていた。一元管理することで維持管理上もスムーズになる。また、業務を進める運用、将来的な発展性を持たせることで、柔軟なツールとさせることを目的に実施する工事である。</p> <p>今回、実際に機械を設置している場所と言うと、長岡庁舎に主サーバ、大仁庁舎に副サーバを設置している。どちらかが停電等で停止しても、今までは長岡庁舎が駄目になると他も駄目になってしまったが、一部分が駄目になっても対応できるよう、システムの冗長性を確保する工事になっている。</p> <p>はい。</p> <p>2年前に大仁庁舎が1日程度システムダウンした。メーカーが言うには電話交換機の寿命は7年。本市の交換機は20年経過している。早急な対応の必要性は認識していた。</p>
--	--

<p>だが、もっと長いように思う。</p>	<p>特殊な電話である。外線で長岡庁舎にかかってきた電話を大仁庁舎に転送することもできる。庁舎内、施設間の内線での電話もできる。</p> <p>5つの拠点施設間での内線・転送は自由にできる。それは特化している。</p> <p>施設の外線だけで完結しているわけではない。各施設間を内線でやり取りできる。一般家庭の電話とは異なる。</p>
<p>Q2</p> <p>DXに関連して、電話というよりPCとの関連も出てくるのではないか。</p>	<p>A2</p> <p>今後の話になるが、本工事の中で携帯電話を幹部職員及び現場を抱えている部署に配布することを考えている。災害時の有線電話、通信がダウンしてしまうけれど、優先的に発信できる電話機能を備え、映像等含め、携帯電話を用いて現場からの情報提供が出来るという、防災会議でそういった使用方法であるとか、拡張性を持たせている。</p>
<p>Q3</p> <p>応募は何社あったのか。</p>	<p>A3</p> <p>最終的には2社の応募があった。</p>
<p>Q4</p> <p>伊豆の国市でプロポーザルを実施する場合、今回は2,400点満点であると思うが、何点以上なら採用、何点以下なら採用しないという基準はあるか。</p>	<p>A4</p> <p>事前に委員会を立ち上げた中で何%以上かということを決めており、60%以上は確保するとした。</p>

<p>2,400 点の 60%ということか。</p> <p>Q5</p> <p>プロポーザルはあくまで随意契約なので、入札ではなくプロポーザルで実施する理由、必要性、事前に十分吟味すべきという議論がある。選定スケジュールは、プロポーザルの報告が1月30日、質疑受付が2月10日までと約2週間弱、申し込みが2月17日までと短く設定されている。理由はあるか。</p> <p>今年度までに契約締結まで済ませないと合併特例債が利用できないということか。</p> <p>Q6</p> <p>静岡県のプロポーザルガイドラインにおいて、手続きの方式という分類分けがされており、公募型プロポーザル方式と公募型簡易プロポーザル方式と二つ分けられている。今回は公募型簡易プロポーザル方式か、通常のプロポーザル方式であるか。発注期間を短縮する場合、2段階でなく1段階で選抜する場合というのが簡易型となるが。</p> <p>通常の方法であったと。</p>	<p>はい。今回は68.8%になった。</p> <p>A5</p> <p>財源的な理由がある。本工事は合併特例債を採用しているが、合併特例債の最終年が今年度になっており、早急な対応が必要という背景があった。スケジュール的に短く余裕がないのは指摘のとおりである。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>A6</p> <p>簡易型ではない。</p>
---	---

<p>Q7</p> <p>伊豆の国市においては、市独自のプロポーザルのマニュアルやガイドラインを策定、運用しているか。静岡県に倣うように実施しているのか。</p> <p>この工事の実施要領策定という話ではなく、プロポーザルを実施する際の一般的なルール、全体の取り決めは策定していないのか。</p> <p>業務委託の実施要綱は公開されているか。</p> <p>次回プロポーザル案件を審議する際には、プロポーザルの実施要綱を添付し、より検証しやすいようにして頂きたい。</p>	<p>A7</p> <p>今回の工事についての実施要領を策定している。</p> <p>業務委託の実施要綱がある。本審議案件及び次の審議案件については、業務委託の実施要綱を準用している。</p> <p>公開はされていない。</p>
<p><b>【審議結果】</b></p> <p>適正に処理されていることを確認した。</p>	

(6) 伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業 管路施設整備工事	
質問、意見	回答
<p>Q1</p> <p>本工事をプロポーザルで実施すると判断したのは何故か。</p> <p>国土交通省が公民連携、民間主導の事業展開を推奨しており、補助金取得の条件であったため、民間主導の手法としてプロポーザルを採用したということか。</p>	<p>A1</p> <p>伊豆の国市汚水処理施設整備構想、アクションプランの中で、令和8年度末までに整備する区域を指定している。国土交通省から、令和8年度末までの計画完了、概成が指示されており、大きな単位で発注することかつPPPとPFI手法の導入が促進されている。条件に応じることによって、国土交通省の補助金を優先的に取得できる。そのため、プロポーザル方式を採用した。</p> <p>そのとおりである。</p>
<p>Q2</p> <p>最終的な応募が1社であることに対して、妥当性、適切性をどう考えているか。また、再募集ということは考えなかったか。</p>	<p>A2</p> <p>今回の募集にあたり、地元業者に門戸を広げる意図があった。JVを組む際の代表企業の資格要件として、伊豆の国市における土木工事ランクを設定している。募集した段階において、代表企業となり得る業者が6社しかない中、そのうちの2社がJVを組んだ。プロポーザルを実施するにあたり、全国他市町、例えば秋田県の大曲等、4つの自治体を参考にしたが、全て応募は1社であった。今調べてみると2社、3社の自治体も確認できるが、やむを得なかったと考えている。</p>

<p>金額が高く、規模も大きい。住民監査が請求された時、説明できるかという問題がある。審査委員がいると思うが、提案された内容は実効性があるという理解でよいか。</p>	<p>専門家がプロポーザルに立ち会っている。外部から3名の委員を呼び、審査してもらった。採点し、60%以上を満たしたので採用した。</p>
<p>Q3 先の審議案件で言及し、委託業務のプロポーザルの要綱に、60%以上が基準となると記載されているのか。</p>	<p>A3 評価の基準点数に関する記載はない。基準点数に関しては審査委員会の方で決定する。</p>
<p>Q4 補助金はいくらか</p>	<p>A4 基本は1/2である。補助金は要望しても100%の満額で採択されない。事業費の50%を要望して、何%採択されるかということになる。昨年は98%。</p>
<p>Q5 江間地区の実施箇所はどの辺りか。</p> <p>山の近くには民家があるのか。布設する必要があるのか。田京地区はクリニックの近く、周辺に民家があるのはわかる。原木地区は、制御システムのメーカーが立地しているが、道路の反対側は田んぼである。</p>	<p>A5 松原橋から四日町に抜けている。松原橋を起点として、県道の静浦港葦山停車場線を西へ、長岡北小学校の方に向かっていく道路沿線を実施している。</p> <p>原木地区に関しては、大規模事業所が立地しているので施工する。100m程度南側までが市街化区域。そこから伸ばしている。田京地区も市街化区域の未施工箇所となっている。</p>
<p>江間は調整区域。周辺民家は</p>	<p>江間地区及び今後実施する葦山山木地区は</p>

<p>接続するのか。</p> <p>残りの 75%未接続になっている。</p> <p>大口施設というのは原木地区のメーカー立地箇所ではないか。</p> <p>特別養護老人ホーム付近は布設済みと認識しているが。</p> <p>Q6</p> <p>工事費の残り 50%は起債をするのか。</p> <p>起債事業は将来の負担が増える。それはいかなものかと考える。下水道会計は赤字である。一般会計からの繰入で成り立っている。繰入がなければ赤字である。内容的に上水道会計と下水道会計は違う。</p> <p>新設で管を布設するよりも、埼玉で発生したような事故が起きぬよう、既設管の維持修繕をした方が良いのではと私は考える。そうでなければ、下水道料金は値上げされるばかりである。</p>	<p>調整区域である。</p> <p>現在までのところ、第 1 期工事で完了した箇所に関して、290 件程の公共枿が設置され、接続が 75 件。接続率 25%程度となる。</p> <p>現在は大口施設の接続を働きかけている。</p> <p>江間地区においては、長岡北小学校、特別養護老人ホーム、し尿処理場が該当する。</p> <p>第 1 期で施工した。大規模事業所、公共施設を中心に接続を依頼し、一通り接続している。</p> <p>A6</p> <p>残り50%は起債である。</p> <p>繰入は基準内である。総務省から許可された分を繰入れている。過去にあった、不足分を補填するようなことはなくなった。</p> <p>国土交通省の方針も変化しつつある。今回、当初予定より規模を縮小した。令和 8 年までに新規布設を完了しなければ、それ以上は補助金を提供しないと国土交通省より通達がある中、補助金の取得には大規模一括発注という条件が付いていたことが、本事業の実施に結びついている。伊豆の国市においても、本工</p>
--	--

<p>下水道会計は5年に一度料金の改定をする。上水道は料金を値上げしない。</p> <p>Q7</p> <p>今回、市内業者による共同企業がプロポーザルに応募、工事を落札しているが、プロポーザルの募集要項の段階で、当初から共同企業体による応募を念頭に置いていたのか。</p> <p>事前に、共同企業体であれば参加するというような、意思表示や打診はあったか。</p> <p>要項にJVでの参加を許可する旨記載されているか。</p> <p>過去にそういう事例があるか。</p>	<p>事で一応の区切りとなり、今後更に新規布設を進めるかと言えば再検討する方針である。</p> <p>5年に一度の見直しをする決まりである。</p> <p>A7</p> <p>工事自体の規模が10億円を超える大きな工事であるため、1社による施工では困難ではないかという前提はあった。</p> <p>打診は特にはない。下水道課として、各会社が抱える土木施工管理者の人数を把握している。第1期工事において、最大で6箇所ほど工事が同時進行した。設計施工監理を委託業務として発注しているが、第1期工事の事例を考えると、JVを組めば参加できるのではないかと考えた。</p> <p>記載されている。</p> <p>一般の工事の入札においても、JVでの参加を可とする場合、入札公告に資料を添付していると思われる。この工事に限って記載しているわけではない。</p> <p>記憶が定かでないが、斎場の建設工事がJVで施工しており、その際も入札公告にJVを組む場合の条件を記載していたと思う。本工事において共同企業体が施工することが前提となっていたから言及しているのではなく、共</p>
--	---

<p>要項自体は、既存の要項あるいは他のプロポーザルで使用した要項を基に今回の事業に照らし合わせて新しく作っている要項ということか。</p> <p>Q8</p> <p>評点が60%以上だから採用するとのことだが、評点方法、採点の計算式はどこかに記載されているか。</p> <p>技術評価点の判断基準を60%以上としている。業者選定の結論として、60%以上となっていたため妥当と判断したとのことだが、60%の根拠、数字の出典はどこか。判断基準を60%以上と規定する元々のガイドライン等あるのではないかと推察するが、先の説明ではそういった全体の条件のガイドラインはないとのことだった。</p> <p>今回も、第1回のプロポーザル委員会の際に、技術点について60%以上を合格ラインとするという決定なり議事録があると、そういう理解でよいか。</p> <p>評価基準の決定方法について確認が取れているか、注意す</p>	<p>同企業体が想定される工事においては入札公告に記載する。</p> <p>案件ごとに要項を作成している。</p> <p>A8</p> <p>事業者選定結果において配点等記載してある。</p> <p>通常、プロポーザルの審査委員会を立ち上げ、最初の委員会において合格点について審議して決定することが多い。</p> <p>通常、他のプロポーザルの審査委員会においては、審査を始める前に合格ラインについて委員の中から承認を得る。その後、審査を始める。</p> <p>逆に1社でも質の悪い業者ということもある。基準として60%を採用している。</p>
--	--

べき点である。

また、1社応募であれば競争原理が働いていない。競争原理が働いているのであれば他社との比較の後、60%を超えているという判断もできる。60%をわずかに超えているという時に、プロポーザルの趣旨に照らし合わせて、それだけで採用の判断基準とするのは適切なのか。1社応募の場合は合格点数を70点あるいは75点に引き上げる自治体もある。今後、そういう手法を用いよとは言わないが、1社応募の場合にはより慎重な判断が必要となる。今後の検討課題とされたい。

そもそも60%という基準が問われる。試験成績で考えれば、そこまで優れた数字ではない。一般市民の方からどう判断されるか。平均よりかは高いのかもしれないが、どこまでが絶対評価なのかあるいは相対評価なのかという議論があるにせよ、競争原理が働いている場合と、そうでない場合と、配慮すべきである。市民への説明責任もある。

私としては、評点60%、採用基準を60%以上とするということを委員会で認定しているのであれば、これ以上の意見はない。そこは明確にすべきであ

<p>る。採用基準は60%以上ということ を委員会で認定していることを 事後でも確認できたならば問題 ない。確認できない場合は、 継続審議案件としたい。</p> <p>本案件はその様に対応していく ということよろしいか。</p> <p>異存ない。</p>	<p>承知した。</p>
<p><b>【審議結果】</b></p> <p>審議の結果留保案件となったが、 委員会終了後、「事業者選定基準」 により60パーセント以上の評点 を基準とする根拠を確認したた め、適正に処理されていること が確認された。</p>	

<p>審議事案全体を通して</p>	
<p>質問、意見</p>	<p>回答</p>
<p>特になし</p>	
<p><b>【審議結果】</b></p> <p>留保案件となった審議番号⑥を 除き、すべての審議対象事案に おける入札手続きについて、 適正に処理されていることを 確認した。委員会終了後、 審議番号⑥においても、関係 資料に基づき、入札手続きが 適正に処理されていることを 確認した。</p>	